

## 楠部・豊田グループの乗っ取りの経緯

### (1)2010年12月9日第三者増資の差し止め仮処分

東京地裁は、楠部孝氏が株主であり、

- ① 運転資金に不足がない。
- ② 株価が安く不公平な株発行である。
- ③ 会社シェアの拡大による会社支配を目的としている。

を理由に、著しく不公正な第三者増資で楠部孝氏らに不利益のおそれがあるとして差し止めの仮処分が決定された。我々はその仮決定に不服であるが、それに従っている。

### (2)2011年1月19日 株式取引停止

BGT社が上場しているロンドン AIM 市場での株式取引が停止される。理由は、東京地裁仮決定の増資差し止め問題で、BGT社の資金調達や資金繰りが難しくなったとしてロンドン AIM 市場での株式取引が停止された。

### (3)2011年2月23日 楠部側主催の臨時株主総会開催

2011年2月の東京地裁の仮処分により楠部側主催の臨時株主総会開催が認められた。臨時総会では柏原武利、李冬菊およびゲーリーショーが取締役から解任され、楠部氏が取締役に就任したと決定された。また、柏原武利会長は代表取締役を解任され、國枝博昭社長は代表取締役を解任され、取締役としては残留したと決定した。

しかし、楠部孝氏の持ち株数については、東京地裁では3%以上は認められたが、持ち株数は仮決定では特定できないと東京地裁も明言していた。そのため、上記臨時総会での決定は、楠部孝氏の持ち株数が32%以上とした虚偽の株主名簿に基づくものである。

このように、株主として臨時株主総会開催許可の仮処分の決定を、係争中の

株式すべてが自分の所有と偽って勝手に作成した株主名簿の下で、楠部および豊田氏からなる新執行部を選出し、それに基づく虚偽の登記手続きを行った。

楠部氏は、BGT社のホームページとは別にBGT社名のホームページを立ち上げることにより、著しい業務妨害を行った。しかも、立ち上げ画面には(<http://www.bgt.co.jp>)、BGT社のホームページ(<http://www.bgenuinetec.com>)の内容を無断で完全に複製し、BGT社の知的財産権および著作権を侵害した。

(4)2011年4月20日 柏原武利会長および國枝博昭社長のBGT社の代表取締役の地位がないとする仮処分

2011年3月10日に楠部氏側主催で開催された臨時株主総会を無効として、その決議であった柏原、國枝の取締役や代表権の復活を無効とする仮処分であった。その結果、2011年2月23日に楠部氏が申請していた取締役就任の登記が法務局によって受理された。

法務局の登記簿に楠部孝氏の名前が掲載されたことを悪用して、BGT社の4つの銀行口座（みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行）に法務局の登記簿謄本を提示し、楠部・豊田グループが新たな執行部が承認されたとの偽りの理由を提示して、楠部・豊田グループの届け出印鑑に切り替えて銀行口座のBGT社の金銭資産を不当に詐取しようとした。

また、楠部・豊田グループが解任したとするBGT社の取締役、元従業員に対して、楠部・豊田グループがすでに新執行部として権利があるかのように偽装して、BGT社の預金口座、会計書類等の提出を、被告訴人の監査役である豊田賢治氏がBGT社の代理人と偽って要求した。

(5)2011年4月20日 幹事証券会社の辞任

BGT社が1月に株式取引停止になったが、それ以後資金面での改善がなく、経営面でも経営権に関する争いがあるとしてロンドンAIM市場の幹事証券会社チャールズ・スタンレー証券が辞任した。1月以内に新たなNOMAD（指定相談会社）が認められないときは、上場廃止になる。

(6)2011年4月22日 起訴命令

送達された5月11日から1ヶ月以内に、2011年4月20日の仮処分決定を確定するための本訴訟の提訴をするような命令が東京地裁からなされた。楠部・豊田グループが応じない場合には仮処分が無効となることもあり、BGTに対して起訴を行った。

BGT社の新執行部としてブローカー契約を結び、ロンドンAIM市場にチャールス・スタンレー証券会社に代わる新たな幹事証券会社との契約のための上場廃止期日を5月20日より6月13日までの延長を認めさせると同時に、それを市場ニュースに掲載させ、市場関係者に向けて違法な情報操作を行った。また、BGT社のホームページのサイト提供会社に対して、楠部・豊田グループがすでに新執行部として権利があるかのように偽装して、サイト内容が楠部・豊田グループの権利が侵害されたとして、サイトの閉鎖を要求した。

(7)2011年6月8日 本訴訟の提訴

2011年4月20日の仮処分決定を確定するための東京地裁からなされた本訴訟の提訴の命令に従い、楠部・豊田グループは、東京地裁へBGT社を提訴した。7月11日より本格的な裁判が開始された。

(8)2011年6月21日 ロンドンAIM市場で上場廃止が決定

楠部・豊田グループは、BGT社の新執行部として新たな幹事証券会社との契約により上場維持を目指していたが、技術も従業員も再生資金もない会社状況では上場維持は難しく、上場廃止が決定した。幹事証券やAIM市場が一旦は検討し、不適切であるという反対が下されたことになる。楠部・豊田グループのホームページ (<http://www.bgt.co.jp/>) には一切これに対する通知がなく、隠している。

(9)2011年6月29日 臨時株主総会（楠部主催）

楠部・豊田グループ主催によるBGT社の臨時株主総会なるものが開催され、國枝博昭社長が取締役としての職務を勤めていないという理由で解任決議を行った。

また、BGT社の会社名の株式会社BgenuineTecを株式会社MebiusTec Holdingsと名称を変更し、新たなホームページ (<http://mebiustec.com/>) を立ち上げ、株式会社イデアルクス (<http://www.idearouks.co.jp/>) と同じ内容を掲載している。

(10)2011年8月25日 定時株主総会 (楠部主催)

楠部・豊田グループ主催による BGT 社の定時株主総会なるもの開催案内が配布され、第6期の全く根拠のない会計報告と取締役2名の選任を議題としており、会社の経営権の係争中にも関わらず、自分たちが経営権をもっているような乗っ取り活動を継続している。

今、まさに本裁判がはじまったところであり、定時総会を開催してでたらめな決算書を配布していることに対して強く抗議する。それと共に株主各位には事実を隠した楠部・豊田グループの案内に騙されないようにご注意をお願い申し上げます。

以上